

# 「第19回北栄砂丘まつり」出店者募集要項

## 1 目的

北栄町の活性化を願い、町民手づくりによる町民参加型のイベント「北栄砂丘まつり」において、北栄町をはじめとする地元の特産物や加工品を主とした飲食の店・物品販売の店を、地域で活動する団体（各種団体、自治会など）に出店していただき、地元特産品と出店者の元気をPRします。

## 2 出店日時 令和8年8月23日（日） 14時30分～21時00分

※21時以降の販売は禁止します。

## 3 出店場所 お台場公園多目的広場

## 4 出店物の種類

北栄町をはじめとする地元の特産物を使った飲食物、生産品及び加工品を主とする。ただし、事務局が認めた場合はこの限りでない。

## 5 出店条件

①北栄町内で常時、地域活動を行っている地域の団体。

※常時、地域活動を行っている団体の例

社会教育団体、社会体育団体、社会福祉団体、商工団体、農業団体、自治会など

※北栄町内団体のみ出店を許可しているため、北栄町外団体が販売をしていた場合は、町内団体の代表者の有無に関わらず「名義貸し」とみなし、次年度以降の出店を禁止します。

②北栄砂丘まつりの会場・施設を管理する者。

募集受付終了後、実行委員会において出店者の選考を行い、最終決定する。

③会場の芝生を傷めない出店方法を取ることを。

※準備も含め、会場芝生部分への車両進入を禁止します。

※調理機器および電気機器の熱で芝が焼けてしまうため、機器の下には断熱素材等を敷き、芝生の保護に努めてください。

④実行委員会の指示に従う者

※実行委員会が示すルール（出店方法、出店時間など）に従わないものは次年度以降の出店を禁止します。

## 6 選考

北栄砂丘まつりの趣旨である「地産地消」「健康増進」「環境問題啓発」「青少年健全育成」などの取り組みを行っており、まちづくりに資する団体として認められる団体を優先して出店者とする。

## 7 出店料等 1万円（1ブースにつき。出店者説明会時にお支払いいただきます）

※スポーツ少年団等の児童、生徒が主体の団体については5千円4千6百円（三方幕代及び消火器代として）

## 8 出店募集数 30店程度（予定数を超えての申込があった場合は審査となります。）

## 9 出店申し込み

北栄砂丘まつりに出店を希望される団体等は、「出店申込書」及び「誓約書」を持参の上、実行委員会事務局窓口（北栄町役場観光交流課内）へ6月26日（金）までに申し込むこと。

## 10 出店位置

（1）各出店者の出店位置は、後日開催する出店者説明会時に抽選によって決定する。

※出店位置は、実行委員会で出店内容に応じてエリアを分け、その範囲内で抽選を行う。

※説明会は後日申込者へ案内を郵送する。

（2）北栄砂丘まつり実行委員（第2回北栄砂丘まつり実行委員会開催時点を基準とする）が所属する出店団体については、まつりの企画・準備から当日の運営に従事することから、出店位置の決定にあたり、優先して配置する。

## 1.1 小間のテント等

- (1) 縦3.6m×横5.4mの1ブースを原則とする。〔奥行2間×間口側3間の小間〕
- (2) 小間のテント、長テーブル2台、パイプ椅子5脚までは、事務局が準備する。それ以上に必要な場合は追加料金を徴収する。
- (3) **テント内で調理し、飲食物の提供を行う出店者は三方幕を必ず設置する。出店者で幕を準備できない場合は幕の料金を徴収する。**
- (4) この場合の小間(テント等)の設営・撤去は、すべて事務局が委託する業者が行う。
- (5) 一般出店について、使用する小間の希望が1ブースに満たない場合又は1ブースを超える場合は事務局と協議する。
- (6) やむを得ぬ事情で、事務局の了解を得て自己のテントを使用する場合は、次の要件を満たすこと。
  - ア 寸法は、奥行2間×間口側3間以内とする。(奥行2間×間口側3間の小間とすること)
  - イ 事務局が指定する日時、位置に、自己で設営・撤去を速やかに行うこと。
  - ウ 事務局が指定する位置以外にテントを設置しないこと。

## 1.2 飲食物の販売、提供

- (1) 有料・無料を問わず飲食物の提供を行う出店については、品目毎に倉吉保健所長へ営業類似行為の届出が必要です。  
届出手続きは事務局が一括して行うので、飲食物の提供を行う出店者は、届出に必要な書類を申し込み時に持参すること。
- (2) 倉吉保健所長に提出する書類は次のとおり。
  - ①「調理行為の概要」(別添様式)  
食品については、当日仕入れ、当日調理、当日処理を行うこと。  
下処理を行う場所は公民館などの清潔で公的な施設を利用すること。
  - ②テント内見取り図(別添様式)
- (3) ゴミを減らす提供方法を工夫すること。

## 1.3 電気の使用

- (1) 出店者は、冷蔵庫・冷凍ケース等電気機器を使用する場合には、必ず出店申込書にその旨を記載すること。記載がない場合は、電気使用が出来ないことがあること。
- (2) 夜間照明が必要な出店者は、出店申込書にその旨を記載すること。
- (3) 電気使用については、**上限を3000W目安とし**、会場全体の電気供給可能量との関連で調整することがあること。特に、申込書提出後に使用台数・種類を変更する場合は必ず事務局に報告すること。

## 1.4 火気、水等の使用

- (1) 火気・水等の使用については、出店申込書に必ず記載すること。
- (2) 火気(裸火を取り扱う器具及び電気調理器具)を使用する場合は、出店テント内に消火器(消火器10型以上)を設置すること。※消火器の使用期限にご注意ください。
- (3) **上記消火器を出店者で用意できない場合は消火器の料金を徴収する。**

## 1.5 調理等の機器

冷蔵庫、ショーケース、プロパンガスその他販売・調理及び飲食に必要な機器等は、出店者が準備するものとする。

## 1.6 小間の装飾

- (1) 出店者の負担において、地元特産物や生産者の紹介など、工夫を凝らした装飾を行うこと。
- (2) 出店者名の表示は、出店者の負担において各団体が必ず行うこと。

## 17 販売

- (1) 販売人の配置、金銭の出納は、出店者の責任で行うこと。
- (2) 販売価格の表示は明確にするとともに、パック詰製品等については、法令等に基づく所定の表示を必ず行うこと。

## 19 ゴミの始末

- (1) 各店で出たゴミは、各出店者が必ず持ち帰ること。
- (2) 各出店者は、自店前に必ずゴミ箱を備え付けること。(当日、開店前に点検します。)
- (3) ゴミ持ち帰り運動に協力すること。
- (4) 事務局からの指示に応じて、時間中等に実施する清掃当番を必ず務めること。

## 20 中止時の対応

荒天により、まつり開始以前(当日15時以前)に中止と判断した場合、出店料を返金する。なお、食材や調理機材など各模擬店で準備に要した費用については補填しない。

また、まつり開始以降の中止については、出店料についても返金しない。

## 21 その他

- (1) 各出店者は、搬入搬出方法・食品衛生上の注意事項など、この要項に定めるほか事務局が別途行う指示を厳守すること。違反行為を行った者(団体)の出店は今後認めない。
- (2) 事務局からの指示に応じて、まつり当日のイベント準備等に協力すること。

## 22 お問い合わせ・申込先

北栄砂丘まつり実行委員会事務局窓口(北栄町役場観光交流課内)

〒689-2292鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1

TEL: 0858(37)3158 FAX: 0858(37)5339